

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 5 月 7 日現在

機関番号：37105

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K02058

研究課題名（和文）地方自治体における監査委員監査基準の均質化を目指した実態調査と基礎理論研究

研究課題名（英文）Investigation and Basic Theory Research Aiming at Homogenization Audit Standards in Local Governments

研究代表者

伊藤 龍峰（ITO, Tatsumine）

西南学院大学・公・私立大学の部局等・名誉教授

研究者番号：50184669

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の成果は、都道府県、政令市、中核市、特例市、特別区の175自治体の監査委員に対してアンケート調査を実施し、127自治体（回答率72.6%）からの回答を得て、監査委員監査基準の策定状況に関する実態を計数的に捉えたことである。また、監査委員監査基準の策定状況に関して、たとえ、監査委員が監査委員監査基準を策定にする際の指針として総務大臣による「監査基準（案）」が公表されたとはいえ、地方自治体の区分毎に監査委員監査基準の策定内容が一定化していない点を析出し、その結果、監査委員監査の信頼性を担保する監査委員監査基準が地方自治体毎に均質化していない点を明らかにしたことが本研究の大きな成果である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

平成29年6月の地方自治法改正は監査委員監査にとって大きな転換点となった。改正法が監査委員に監査委員監査基準を策定させるとともに、当該監査基準への準拠を求めたからである。

後者は監査委員の合意を得たが、前者の策定主体については議論が生じた。法は、総務大臣が公表する「監査基準（案）」を指針に監査委員に策定させるとの立場をとったが、この方法では、監査委員監査基準の均質化に問題が残り、監査の信頼性が損なわれるという批判が惹起したのである。本研究は、監査委員監査基準の均質化の程度を検証するためにアンケート調査に基づく分析を行い、均質化の程度を析出しており、この点に研究成果の学術的・社会的意義がある。

研究成果の概要（英文）：The results of this study are based on a questionnaire survey conducted with audit committee members of 175 local governments, including prefectures, designated cities, core cities, special cities, and special wards. We obtained responses from 127 local governments and captured the actual situation regarding the establishment of audit standard in a quantitative manner. In addition, regarding the establishment of audit standard, even though the "Audit Criteria (Draft)" by the Minister of Internal Affairs and Communications was published as a guideline for audit committee members to establish audit standard, it was revealed that the content of the establishment of audit standard is not standardized for each classification of local governments. As a result, it was a significant achievement of this study to clarify that audit committee audit standard, which ensure the reliability of audit committee audits, are not standardized for each local government.

研究分野：会計監査論、公監査論

キーワード：地方自治体監査制度 監査委員監査 監査委員監査基準 監査基準（案） VFM監査 識見監査委員 議選監査委員 準拠性

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

2017年6月、地方自治法(以下、法)は、「監査委員の充実強化」の観点から、第198条の3を新設して「監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、……監査基準に従い、……、監査等を実施しなければならない。」と規定するとともに、当該監査基準(以下、監査委員監査基準)については、第198条の4第1項で監査委員に策定することを求めた。これらの規定は、法が初めて監査委員に監査委員監査基準の策定と監査等<sup>1</sup>(以下、監査委員監査)にあたっての監査委員監査基準への準拠性を法定化した、画期的な改正といえることができるのである。従前より、監査委員監査に対しては、監査委員個々の経験や裁量に基づく監査が行われているため、住民からの客観的な評価が困難であるとの批判がなされてきたが、今回の改正は、かかる批判に対する法からの回答と捉えなければならない。

このように、法が監査委員監査の信頼性保証の根拠を、監査委員監査基準の確立とそれへの準拠性に求めたことは、言うまでもなく、監査論研究にとっても特筆すべき改正であると評価しなければならない。現在に至るまで、監査論研究の分野においては、監査委員監査基準の必要性は提言されてはきたが、具体的内容に関する検討については、決して十分であったとは言い難い状態であった。その主たる理由の一つに、監査委員監査に対する法的要求として、監査委員による監査等の実施にあたって監査委員監査基準への準拠性が求められていなかったことが挙げられる。そのため、今回の改正で監査委員に対して監査委員監査基準への準拠性が求められたことは、監査論研究の観点からすれば、監査委員監査基準の策定内容について、学問的貢献としてのさらに踏み込んだ理論的検討が求められる契機になったと考えなければならないのである。

## 2. 研究の目的

法は、監査委員による監査委員監査基準の策定にあたっては、総務大臣の責務として、監査委員監査基準に係る指針<sup>2</sup>を示すとともに必要な助言を行うものとした(法第198条の4第5項)。ただ、法は第198条の3の規定は、2020年4月1日から施行するとしており、そのため、監査委員は、監査委員監査基準をその前日までには策定・公表する必要性が生じた。

本研究の目的は、2020年4月1日現在の監査委員監査基準の具体的な策定状況について、地方自治体の代表監査委員に対してアンケート調査を実施し、監査委員監査基準の策定内容と「監査基準(案)」への依拠性を明らかにすること、そして、監査委員監査基準の策定内容の分析を実施して監査委員が監査等において準拠すべき監査委員監査基準とは如何にあるべきかの手がかりを得ようとするところにある。また、アンケート調査回答の分析によって得られる解析結果に加えて、監査委員監査基準があるべき監査基準として備えておかなければならない要件や、策定主体は如何にあるべきかについて、および監査基準の本質とは何かについて検討することが、本研究の目的とするところである。

## 3. 研究の方法

<sup>1</sup> 地方自治法は、監査に関連する用語として、監査、検査、審査の3つの用語を用いて規定しているため、本報告書では、それらを総称して「監査等」と略して用いることにする。

<sup>2</sup> 当該指針は、2019年3月29日に総務省自治行政局長名で「監査基準(案)」として、都道府県・政令市の長、当該地方自治体の代表監査委員等に対して通知されている。

本研究では、アンケート調査の実施とその解析結果に基づく論考を行なった。アンケート調査の概要については、次のとおりである。

2020年3月31日時点における監査委員監査基準の策定状況とその内容について、47都道府県、20政令市、57中核市、27特例市及び23特別区の計175自治体の代表監査委員に対してアンケート調査を実施し、127自治体から回答を得た(回答率:72.6%)<sup>3</sup>。アンケート調査の趣旨と設問事項に関しては、以下のように大きく3つに区分して設定した。

第1区分は、「監査委員等について」として、主として監査委員の属性に関する設問を18問、第2区分は、「監査基準について」として、新たに策定された監査委員監査基準について、「監査基準(案)」との依拠性に関する設問を22問、そして、第3区分は、「統一的基準による地方公会計の適用について」として、新たな段階に入った地方公会計における「統一的な会計基準」の本格適用について、財務書類等の作成状況と監査とに関わる設問を3問の計43問を設定した。ただし、第3区分については、その趣旨が本アンケート調査の直接的な研究対象からは外れているため、「追補」と名付けて、付随的な位置付けの設問としている。

なお、本研究のテーマとの関係から言えば、アンケート調査における直接的に関心を有する設問箇所は設問(24)である。なぜならば、設問(24)は、監査委員による監査委員監査基準の策定に際して、「監査基準(案)」にどの程度の依拠<sup>4</sup>の状況にあるかを問う内容となっているからである。そのため、アンケート調査結果の分析にあたっては、当該設問を中心に解析し、他の設問事項についてはこの設問事項との関連でクロス分析等を実施した。

## 4. 研究成果

### (1) アンケート調査結果の解析について

アンケート調査の回答に対して行った、一次(単純)集計と二次分析の結果から得られた特徴的な数点について、その概要を述べておく。

#### (1)一次(単純)集計から見えてくること

以下では、一次(単純)集計結果から見えてくる特徴的な点について、本研究のテーマに直接的に関連する第2区分「監査基準について」に絞って掲記する。

#### 第2区分:「監査基準について」

- ・改正前には約3割の自治体が独自の監査委員監査基準を有していない状態にあった。
- ・監査委員監査基準策定の際の「監査基準(案)」への依拠状況については、各条文とも都道府県が他区分の自治体よりも突出して高かった。
- ・監査委員監査基準を具体化した細目等を規定した実施要領については、約半数の自治体が策定の予定なしとしている。
- ・監査委員監査基準のあるべき策定主体については、88.2%の自治体が当該自治体の監査委員であるべきと回答しており、日本公認会計士協会や日本監査研究学会等が策定主体

<sup>3</sup> 本アンケート調査の回答期限が第1回目の緊急事態宣言下の4月末日であったにもかかわらず、72.6%という高い回答率を得た。本研究メンバー一同、この場を借りてお礼を申し上げる次第である。なお、地方自治体数は、アンケートの実施時点(2020(令和2)年3月31日)での数字であり、現在(2024(令和6)年5月10日時点)は、4施行時特例市が中核市に移行しているため、中核市62、施行時特例市23である。

<sup>4</sup> アンケート調査の際には、「準拠」「準拠性」の用語を使用した。本報告書では「準拠」「準拠性」「準拠率」をそれぞれ「依拠」「依拠性」「依拠率」の用語に統一して置き換えたので留意ください。置き換えの理由は、「準拠」「準拠性」は、監査委員が監査等の実施に当たっての監査委員監査基準への準拠性と混同させる可能性があるからである。

となるべきとする回答は 0%である。なお、特例市では策定主体が監査委員であるべきとする回答が 76.2%と他区分よりも低い結果となっているが、この点に関しては、特例市は中小規模の自治体が多いため、監査委員への就任者に関する人的要因が関係していることが想定できる。(監査委員 88.2%、総務省 20.5%、全監連等の監査委員の加盟団体 9.4%、複数回答可)

## (2)二次分析から見てくること

二次分析では、(a)コピペルナーによる「監査基準(案)」と監査委員監査基準との間のテキスト分析と(b)Mann-Whitney U 検定又はフィッシャーの正確検定による回答データ間のクロス分析の 2 つの方法を用いた。

(a)のコピペルナーを用いた分析の目的は、「監査基準(案)」への依拠率と「監査基準(案)」第 1 条から第 18 条で用いられている用語の中からキーワードと考えられる用語を抽出し、それらの用語が監査委員監査基準の中にどの程度採り入れられているかについて知ることである。すなわち、「監査基準(案)」の構成や表現がどの程度の比率で採用されているか、および、「監査基準(案)」で使用されているキーワードを特定して、それらのキーワードの監査委員監査基準への採り入れ状況によって、「監査基準(案)」が、監査委員監査基準策定にあたって指針として果たした役割りの程度を確認することができるからである。なお、「監査基準(案)」には含まれてはいないが、監査論上の専門用語及び「監査基準(案)」では使用されていないが、自治体監査上の重要な用語についても追加して分析の対象としている<sup>5</sup>。

(b) Mann-Whitney U 検定又はフィッシャーの正確検定による回答データ間のクロス分析の目的は、回答データ間の統計的有意性を知ることである。そのために、検定の対象とした設問は、本アンケート調査の中心テーマである「監査基準(案)」への依拠の程度について質問した設問(24)との間に有意性を確認可能なその他の設問を採り上げて検定を行った。また、設問(24)と直接的には関連性のないいくつかの設問に対しても統計的な検定を実施している。

## (2) 研究論考について

本研究における論考は、監査委員監査基準のアンケート調査の解析結果に基づいて、大きく、「地方自治法と監査委員監査基準」と「監査基準の本質」の 2 点を中心として行っている。以下では、この 2 点の概要を記すことで研究成果の報告とする。

### (1)「地方自治法と監査委員監査基準」について

改正法は、監査委員に監査委員監査基準への準拠性を求めている。ただ、監査委員監査基準は、「監査基準(案)」を指針とはするが、監査委員自らが策定することとなっている。それは、各地方自治体の監査の実情については、当該地方自治体の監査委員こそが最も精通しており、そのため、統一的に定められた監査委員監査基準であっては、監査実情にそぐわない内容になってしまいかねないとの批判がなされたからであり、その結果、監査委員に監査

<sup>5</sup> 「監査基準(案)」上の用語は、一般基準関係では、正確(性)、法令に準拠、独立性、公正不偏の態度、正当な注意、専門性の 6 用語、実施基準関係では、監査計画、リスク(危険性)、監査(等)の証拠、監査調書、内部統制の 5 用語、および報告基準関係では、原因の 1 用語を対象とした。また、これらの用語に加えて、監査論上の専門用語および「監査基準(案)」では使用していないが、地方自治体の監査において重要と考えられる用語として、一般基準関係では効率性、経済性、有効性、懐疑心、守秘義務の 5 用語を、実施基準関係では監査要点とリスク・アプローチの 2 用語を、そして、報告基準関係では適正性、重要(性)の 2 用語を入れた。分析対象とした用語は、以上の 21 用語である。

委員監査基準の策定権限が付与されたという経緯による。

しかしながら、職業的専門家でもない監査委員が、果たして、自らが準拠すべき監査基準を自らが策定するというのでは、監査委員監査制度それ自体が社会的な承認を得ることに繋がるかについては議論が必要であろう。逆説的な言い方をすれば、職業的専門家ではない監査委員による監査であるからこそ、社会的承認を得た策定主体による監査委員監査基準の確立がなされなければならないと考える。

かかる問題意識のもとに、改正法に至るまでの経緯と設定主体とはどのようにあるべきかについて議論し、独立の第三者による策定機関の設置を提言している。

## (2)「監査基準の本質」について

「監査基準の本質」とは何であるかについて、「監査基準」を対象として検討している。「監査基準の本質」を分解してみると、まず「監査」とは財務諸表等に対する監査であり、「基準」とは「ものごとの基礎となる標準。比較して考えるためのよりどころ」であり、「本質」とは「あるものをそのものとして成り立たせているそれ独自の性質」のことである。本研究では、この「監査」と「基準」とをまとめて「監査基準」とし、企業会計審議会が設定している成文化された「監査基準」として検討を加えている。

「監査基準」一般基準は、もともと利害関係者と被監査会社を指向した 2 つの基準から設定されていた。実施基準も監査人が実施すべき最低限の監査手続という意義と、監査人が果たすべき最低限の任務という 2 つの意義があった。一方、報告基準の意義は 1 つで、監査人が監査報告書に適切な記述で必要な記載を行うように具体的な記載要件を定めていた。ところが「監査基準」は 2002 年の改訂により、一般基準、実施基準、報告基準のすべてが大幅に変容したのである。

そこで「監査基準」改訂の歴史をレビューし、「監査基準の本質」を考えたとき、「監査基準」は新「監査基準」、「詳細基準」、および「実務指針」の 3 層に再編されるべきであると考えるのである。まず、新「監査基準」は人的条件(一般基準)と実施および報告に関する基本原則(実施基準および報告基準)だけで構成することにし、他の項目は「詳細基準」に移し、そして「実務指針」は監査基準委員会報告書等で構成することにすべきであることを提言している。

このように 2002 年改訂以降の「監査基準」を 3 層化することにより、新「監査基準」は監査の「基礎」および「独自の性質」としての意義を有する根本原則になるとともに、監査規範全体の取りまとめとして機能することになる。ここに「監査基準の本質」があると考えるのである。

本研究は、アンケート調査とその解析結果のに基づき、以上のような検討を行っている。このことを研究成果とするものである。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計24件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 原口健太郎	4. 巻 23
2. 論文標題 わが国の統一的な基準に基づく公会計財務諸表が有する増分情報と地方債スプレッドとの関連性分析	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本会計研究学会「会計プロGRESS」	6. 最初と最後の頁 85-102
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 原口健太郎	4. 巻 44
2. 論文標題 The Decision Usefulness of Government-Wide Financial Statements of Local Governments for Municipal Bond Markets: Evidence from Japan	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 The Proceedings of European Accounting Association	6. 最初と最後の頁 1-34
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 原口健太郎	4. 巻 なし
2. 論文標題 米国の州政府・地方政府監査と監査基準	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本監査研究学会リサーチ・シリーズXX『地方自治体の監査基準に関する分析と検証』所収	6. 最初と最後の頁 179-191丸山
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸山恭司	4. 巻 なし
2. 論文標題 監査委員監査基準・実施基準に関する分析と検証	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本監査研究学会リサーチ・シリーズXX『地方自治体の監査基準に関する分析と検証』所収	6. 最初と最後の頁 39-60
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸山恭司	4. 巻 なし
2. 論文標題 都市監査基準の変遷と監査基準（案）との比較	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本監査研究学会リサーチ・シリーズXX 『地方自治体の監査基準に関する分析と検証』所収	6. 最初と最後の頁 111-126
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 坂根純輝	4. 巻 なし
2. 論文標題 監査委員監査基準・一般基準に関する分析と検証	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本監査研究学会リサーチ・シリーズXX 『地方自治体の監査基準に関する分析と検証』所収	6. 最初と最後の頁 23-38
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤龍峰	4. 巻 なし
2. 論文標題 序章 「地方自治体の監査基準に関する分析と検証」 - 最終報告にあたって	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本監査研究学会課題別研究部会 『地方自治体の監査基準に関する分析と検証』 - 最終報告書-	6. 最初と最後の頁 1頁-14頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤龍峰	4. 巻 なし
2. 論文標題 「地方自治体監査制度と監査委員監査基準」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本監査研究学会課題別研究部会 『地方自治体の監査基準に関する分析と検証』 - 最終報告書-	6. 最初と最後の頁 75頁-83頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸山恭司	4. 巻 なし
2. 論文標題 「監査委員監査基準・実施基準に関する分析と検証」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本監査研究学会課題別研究部会『地方自治体の監査基準に関する分析と検証』-最終報告書-	6. 最初と最後の頁 31頁-53頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸山恭司	4. 巻 なし
2. 論文標題 「都市監査基準の変遷と監査基準(案)との比較」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本監査研究学会課題別研究部会『地方自治体の監査基準に関する分析と検証』-最終報告書-	6. 最初と最後の頁 105頁-131頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 坂根純輝	4. 巻 なし
2. 論文標題 「監査委員監査基準・一般基準に関する分析と検証」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本監査研究学会課題別研究部会『地方自治体の監査基準に関する分析と検証』-最終報告書-	6. 最初と最後の頁 15頁-30頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 坂根純輝	4. 巻 なし
2. 論文標題 「監査委員監査基準に関するアンケートの統計解析」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本監査研究学会課題別研究部会『地方自治体の監査基準に関する分析と検証』-最終報告書-	6. 最初と最後の頁 289頁-301頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -



1. 著者名 原口健太郎	4. 巻 なし
2. 論文標題 「米州州政府・地方政府監査と監査基準」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本監査研究学会課題別研究部会『地方自治体の監査基準に関する分析と検証』-最終報告書-	6. 最初と最後の頁 187頁-197頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 原口健太郎	4. 巻 81巻2号
2. 論文標題 「米州地方債市場における会計学研究の発展とわが国での展開可能性」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『産業経理』	6. 最初と最後の頁 87頁-107頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 原口健太郎・丹波靖博	4. 巻 56巻1・2号
2. 論文標題 「わが国における地方債スプレッド推定モデル構築に対する機械学習の適用可能性」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 『西南学院大学経済学論集』	6. 最初と最後の頁 75頁-91頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 原口健太郎・丹波靖博	4. 巻 56巻3・4号
2. 論文標題 「機械学習における教師なしクラスタリングの地方債銘柄への適用」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 『西南学院大学経済学論集』	6. 最初と最後の頁 131頁-146頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 伊藤龍峰	4. 巻 なし
2. 論文標題 地方自治体の監査基準に関する分析と検証	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本監査研究学会課題別研究部会中間報告書	6. 最初と最後の頁 1頁～6頁、7頁～15頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伊藤龍峰	4. 巻 第16巻
2. 論文標題 地方自治体における監査委員監査基準の問題点	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『会計論叢』明治大学専門職大学院会計専門職研究科	6. 最初と最後の頁 59頁～66頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸山恭司	4. 巻 第30号
2. 論文標題 地方公共団体における監査基準の認識と運用	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『現代監査』	6. 最初と最後の頁 115頁～126頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸山恭司	4. 巻 第46巻第5号
2. 論文標題 IPPFプラクティス・ガイド パブリック・セクターが交付する補助金に関する監査	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 『監査研究』	6. 最初と最後の頁 31頁～63頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸山恭司	4. 巻 第1号
2. 論文標題 内部監査の知見を地方自治体に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『内部監査』	6. 最初と最後の頁 74頁～76頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸山恭司	4. 巻 なし
2. 論文標題 地方自治体の監査基準に関する分析と検証	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本監査研究学会課題別研究部会中間報告書	6. 最初と最後の頁 25頁～29頁、40頁～52頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 坂根純輝	4. 巻 なし
2. 論文標題 地方自治体の監査基準に関する分析と検証	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 地方自治体の監査基準に関する分析と検証	6. 最初と最後の頁 20頁～25頁、31頁～40頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 原口健太郎	4. 巻 なし
2. 論文標題 地方自治体の監査基準に関する分析と検証	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 地方自治体の監査基準に関する分析と検証	6. 最初と最後の頁 53頁～55頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計15件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 伊藤龍峰
2. 発表標題 地方自治体の監査委員監査基準をめぐる問題点
3. 学会等名 政府会計学会九州部会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 伊藤龍峰
2. 発表標題 監査委員監査基準における問題点の所在
3. 学会等名 第74回九州各市監査委員会定期総会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 坂根純輝
2. 発表標題 継続企業の前提についての監査と資本コスト
3. 学会等名 九州経済学会第72回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 原口健太郎
2. 発表標題 わが国の地方債価格形成要因と公会計増分情報 - 「説明可能な AI (XAI)」を活用した機械学習アプローチ -
3. 学会等名 日本会計研究学会第81回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 原口健太郎
2. 発表標題 わが国における公会計財務諸表開示の適時性 - 地方公共団体への質問紙調査による実証分析 - 」
3. 学会等名 国際公会計学会第25回全国大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 原口健太郎
2. 発表標題 機械学習モデルを用いた日本における新型コロナウイルスの地方債市場への影響に関する考察」(2022年8月, 成城大学)
3. 学会等名 日本金融・証券計量・工学学会(JAFEE)第57回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 伊藤龍峰
2. 発表標題 最終報告「地方自治体の監査基準に関する分析と検証」
3. 学会等名 日本監査研究学会第44回全国大会(於: 明治大学 リモート開催)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 伊藤龍峰
2. 発表標題 監査委員監査基準における問題点の所在
3. 学会等名 関西監査研究学会春季研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 丸山恭司
2. 発表標題 最終報告「地方自治体の監査基準に関する分析と検証」
3. 学会等名 日本監査研究学会第44回全国大会(於：明治大学 リモート開催)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 原口健太郎・丹波靖博
2. 発表標題 「わが国の統一的基準に基づく公会計財務諸表が有する増分情報と地方債スプレッドとの関連性分析」
3. 学会等名 日本会計研究学会第80回全国大会(於：九州大学 リモート開催)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 原口健太郎・丹波靖博
2. 発表標題 「機械学習を用いた我が国における地方債の信用リスク分析」
3. 学会等名 日本金融・証券計量・工学学会第55回大会(リモート開催)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 坂根純輝
2. 発表標題 最終報告「地方自治体の監査基準に関する分析と検証」
3. 学会等名 日本監査研究学会第44回全国大会(於：明治大学 リモート開催)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 伊藤龍峰
2. 発表標題 地方自治体の監査基準に関する分析と検証
3. 学会等名 日本監査研究学会第43回全国大会(於：関西大学)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 原口健太郎
2. 発表標題 わが国における公会計財務諸表情報と地方債スプレッドとの関連性
3. 学会等名 日本会計研究学会第79回全国大会(於：北海道大学)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 原口健太郎
2. 発表標題 米国地方債市場における会計学研究の発展とわが国での発展可能性
3. 学会等名 日本会計研究学会第108回九州部会(於：西南学院大学)
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 伊藤龍峰 編著	4. 発行年 2022年
2. 出版社 同文館出版	5. 総ページ数 281
3. 書名 日本監査研究学会リサーチ・シリーズXX 『地方自治体の監査基準に関する分析と検証』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

## 6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	長吉 眞一 (Nagayosi Shinichi) (10315046)	明治大学・会計専門職研究科・名誉教授  (32682)	
研究分担者	丸山 恭司 (Maruyama Yasushi) (20779798)	愛知工業大学・経営学部・教授  (33903)	
研究分担者	坂根 純輝 (Sakane Yoshiteru) (40738001)	長崎県立大学・経営学部・准教授  (27301)	
研究分担者	原口 健太郎 (Haraguti Kentarou) (40846523)	西南学院大学・商学部・准教授  (37105)	

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	東 幸代 (Azuma Sachiyo) (20806327)	広島経済大学・経営学部・助教  (35402)	

## 7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

## 8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関